

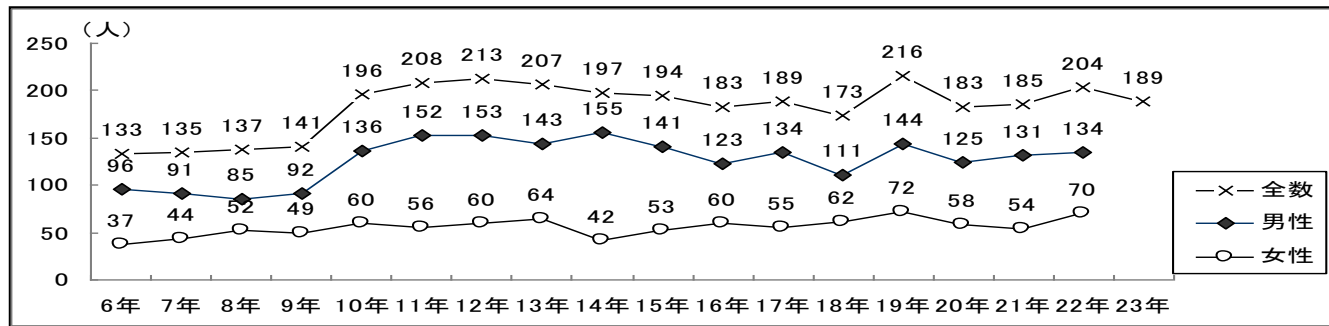
件 名	堺市自殺対策強化プラン（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年6月 国が「自殺総合対策大綱」を策定 ・平成21年3月 「堺市自殺対策推進計画」（平成20年度～平成28年度）策定 ・平成24年8月 国が「自殺総合対策大綱」を見直し <p>【計画策定の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策庁内連絡会（平成24年2月、4月、7月、9月 計4回実施） ・自殺対策連絡懇話会（平成24年2月、5月、7月、10月（2回） 計5回実施） ・「こころの健康と自殺対策に関する意識調査」の実施（平成24年5～6月） ・「救急病院における自殺未遂者対応状況調査」の実施（平成24年6～7月） <p>【堺市の自殺の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成10年以降、毎年200人前後が亡くなっている。平成23年は189人（概数）。 ○男性の自殺者が約7割を占め、平成18年以降では40～60歳代の自殺者数が多い。 ○原因・動機として「健康問題」が最も多く、次いで経済生活問題。また、全体での割合は少ないものの、「家庭問題」が増加傾向にある。 <p>【課題】○「うつ病」「アルコールと睡眠」「悩みを抱えたときの適切な対処法」「自殺問題」等に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○どこか1つの相談機関に相談すれば、適切な相談機関につながる仕組み作り ○ゲートキーパー（早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材）の養成 ○自殺未遂者の把握機会の拡充や支援の強化
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【基本理念】 支援の輪を広げよう！ めくもりと思いやりにあふれるまちをめざして</p> <p>【強化プランの期間】 平成25年度～平成28年度</p> <p>【3つの強化方針に基づき7つの重点対策を実施】</p> <p>■広く市民を対象とする取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ①うつ病やストレスへの対処法、自殺問題についての理解の促進 ⇒自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発など ②職場でのメンタルヘルス対策 ⇒職域連携推進事業（事業所を対象とした研修会の実施）など ③学校でのいのちの教育、いじめの未然防止 ⇒いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業、「ネットいじめ防止プログラム」実施事業など <p>■強いストレスや悩みを抱えている人を対象とする取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ④悩みを抱えた人が、どの窓口にも相談しても適切な支援につながる仕組みづくり ⇒各相談事業の実施、相談機関ネットワークの充実など ⑤ゲートキーパー養成の強化 ⇒ゲートキーパー養成事業、相談機関研修など <p>■自殺未遂者を対象とする取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥自殺未遂者への支援事業の拡充 ⇒いのちの相談支援事業など <p>■自死遺族等を対象とする取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦自死遺族への相談体制の強化及び遺族の自助グループとの連携 ⇒自死遺族相談支援事業など <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年12月 パブリックコメント実施 ・平成25年1月～2月 庁内連絡会及び自殺対策連絡懇話会開催 ・平成25年3月末 堺市自殺対策強化プラン策定
効果の想定	平成28年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を19以下
関係局との 政策連携	市民人権局、子ども青少年局、産業振興局、各区役所、消防局、教育委員会事務局 ほか

堺市自殺対策強化プラン（案）【概要版】

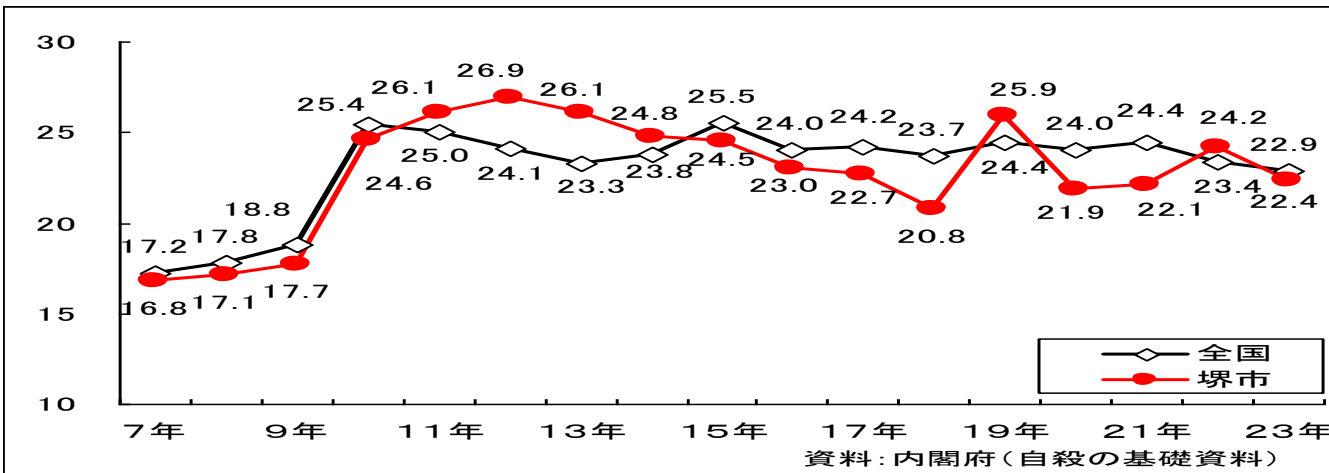
堺市の自殺の現状

- 自殺者数 189人（平成23年概数） ●自殺死亡率 22.4（平成23年概数）
- 男女別自殺者数
男性の自殺者が約7割
- 年代別自殺者数
平成18年以降では、40～60代の自殺者数が多い
- 原因・動機別
健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題。また全体の割合では少ないものの、家庭問題が増加傾向

自殺者数の推移



自殺死亡率の推移（自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数）



堺市における自殺対策

- うつ病対策の強化
- 自殺防止のための強いメッセージの発信
- 各種相談機関ネットワークの強化
- 自殺未遂者等ハイリスク者への対応
- 遺された人への支援

検証・評価

自殺対策強化に向けた調査の概要

1. こころの健康と自殺対策に関する意識調査

調査時期：平成24年5月～6月 対象：20歳以上の市民5,000人

- 健康、睡眠、アルコール飲料の摂取
 - ・睡眠時間が短くなるほど、健康でないと感じている人が多い
 - ・アルコール飲料を飲む頻度が多い人ほど、眠りを助けるために、アルコール飲料を利用している割合が高い
- ストレスや悩み
 - ・悩みやストレスに対して、解決できないと思い、相談せずに抱え込んでしまう。特に男性にその傾向が強い
- こころの健康
 - ・うつの初期段階で、4人に1人が医療機関を受診しないと回答
- 自殺についての考え
 - ・13.5%の人が、最近1年間で死にたいと思うほどの悩みがあった（「たびたび」「まれに」を含む）と回答
- 相談機関の認知度
 - ・認知度が3割に達しない相談機関があるなど、全体的に低い

2. 救急病院における自殺未遂者対応状況調査

調査時期：平成24年6月～7月

対象：市内の救急病院23ヶ所

- 自殺未遂者への対応の困難性
 - ・「安全対策」「対応する余裕がない」「精神症状の判断が難しい」
- 精神科医療機関や相談機関との連携
 - ・医療機関の多くが連携の必要性を感じているが、具体的に連携を取っている医療機関は少ない
- 今後の自殺対策
 - ・相談機関を紹介するリーフレットの配付、研修や情報交換等による連携の機会を充実することが必要

対策強化に向けた課題

◇正しい知識や理解

- ⇒「うつ病」に対する正しい理解の促進、悩みを抱えた人など個々の状況に応じた対策
- ⇒「アルコールと睡眠の関係」「悩みを抱えたときの適切な対処方法」「自殺問題」に対する正しい理解の普及啓発

◇関係機関のネットワーク

- ⇒必要な人に確実に支援を行き届かせるために、どこか1つの相談機関に相談すれば、適切な相談機関につながる仕組みが必要
- ⇒ゲートキーパーとしての役割を果たしてもらえる人材の幅広い養成

◇自殺未遂者等ハイリスク者対策

- ⇒自殺のハイリスク者対策として、自殺未遂者の把握機会の拡充や支援の強化が必要

期間及び目標

- 期間 平成 25 年度～平成 28 年度
- 目標値 平成 28 年までに、平成 10 年以降続いている高い水準の自殺死亡率を 20%以上減少（自殺死亡率 19 以下）

3つの強化方針

1. 対象者の状況に応じたきめ細やかな予防対策

自殺対策を実施するにあたり、画一的な施策を講じるのではなく、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな予防対策を実施します。

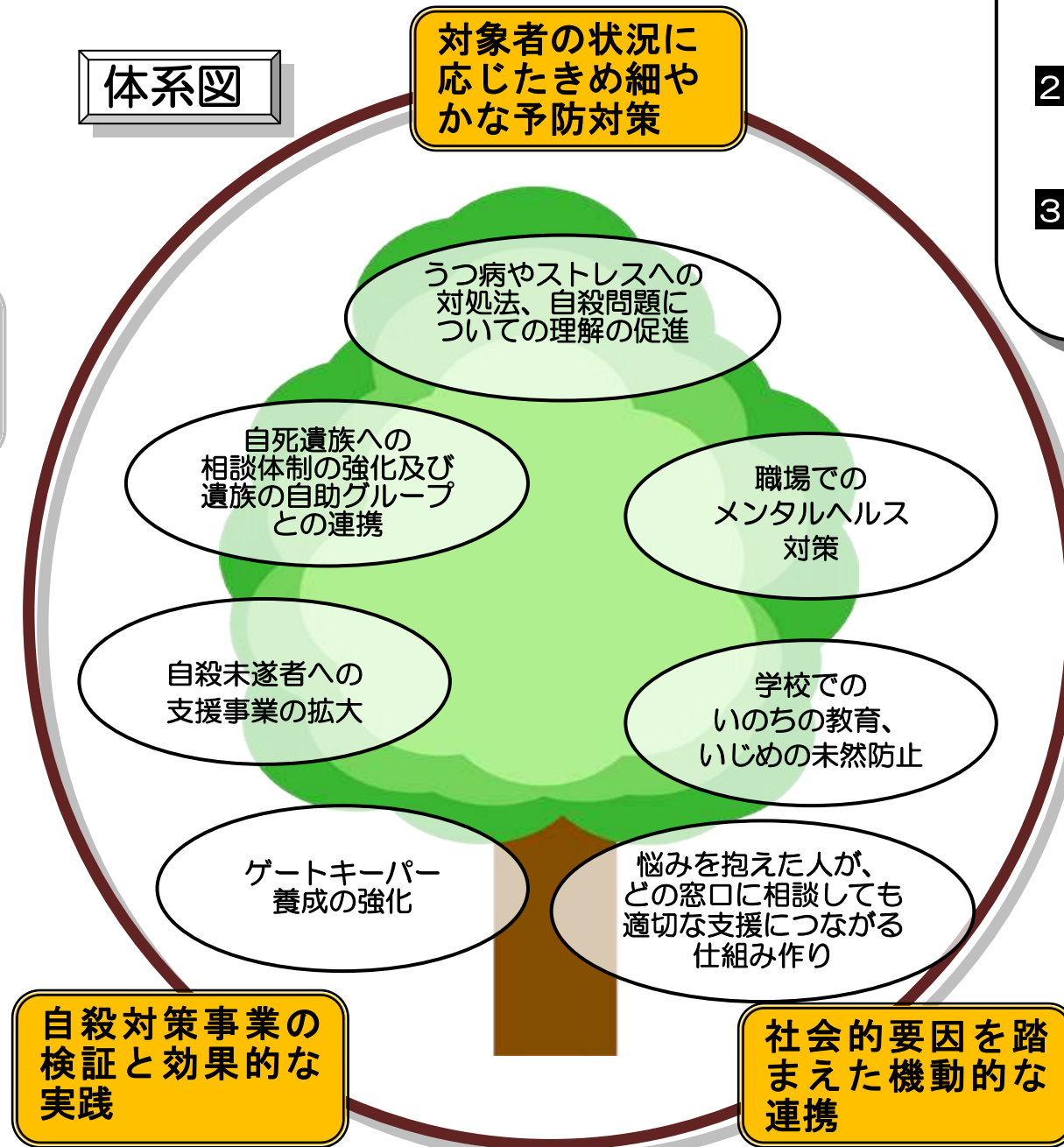
2. 社会的要因を踏まえた機動的な連携

自殺の問題は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。また、その時々、社会的な事象にも影響を受けます。関係機関との機動的な連携のもと、対策に取り組めます。

3. 自殺対策事業の検証と効果的な実践

自殺対策の各種取組を実施するに際しては、施策ごとの評価検証を行い、そこから導かれる課題を踏まえ、必要に応じて見直しや改善を図り、より効果的な自殺対策に取り組めます。

体系図



7つの重点対策

《広く市民を対象とする取組》

- 1 うつ病やストレスへの対処法、自殺問題についての理解の促進
⇒自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発など
- 2 職場でのメンタルヘルス対策
⇒職域連携推進事業（事業所を対象とした研修会の実施）など
- 3 学校でのいのちの教育、いじめの未然防止
⇒いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業、「ネットいじめ防止プログラム」実施事業など

《強いストレスや悩みを抱えている人を対象とする取組》

- 4 悩みを抱えた人が、どの窓口にも相談しても適切な支援につながる仕組み作り
⇒各相談事業の実施、相談機関ネットワークの充実など
- 5 ゲートキーパー養成の強化
⇒ゲートキーパー養成事業、相談機関研修など

《自殺未遂者を対象とする取組》

- 6 自殺未遂者への支援事業の拡充
⇒いのちの相談支援事業など

《自死遺族等を対象とする取組》

- 7 自死遺族への相談体制の強化及び遺族の自助グループとの連携
⇒自死遺族相談支援事業など

平成 28 年までに、自殺死亡率を 19 以下

本市における主な取組

本市における自殺対策に関する取組を、自殺総合対策大綱の9分類に基づき分類しています。
 ※取組の後の数値は、当該番号の分野においても取り組んでいることを示します。

分 野	主な取組
1. 自殺の実態を明らかにする	○自殺に関する統計資料等に関する分析 ○本市における自殺の現状等情報提供体制の充実
2. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	○生涯学習まちづくり出前講座 <u>4,5</u> 、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業 広報メディアの積極的な活用 自殺防止を呼びかけるポスターの掲示等直接的に自殺防止の意識を向上させるための取組 ○いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業、SAFEプログラム 「ネットいじめ防止プログラム」実施事業、教育相談事業 ○自殺対策に関するホームページの充実 <u>6</u> 、産後のメンタルヘルス対策 <u>5</u>
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する	○教育相談事業（いじめ予防研修）、情報教育事業 ○職域連携推進事業 <u>4</u> ○相談機関研修 ○ゲートキーパー養成事業
4. こころの健康づくりを進める	○こころの電話相談 ○スクールカウンセラー配置事業 <u>6</u> ○健康さかい21健康支援事業、自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 <u>2, 9</u> 精神障害者社会復帰グループワーク <u>5</u> 、大規模災害等におけるこころのケア
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする	○精神保健福祉相談 <u>4,6,7,9</u> 、精神障害者24時間医療相談事業 <u>6,7</u> 精神科救急医療体制整備事業 <u>7</u> 、精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実 ○かかりつけ医等心の健康対応力向上研修 <u>3</u> ○「難病患者支援センター」事業 ○薬物依存専門相談事業
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ	○法律相談、市民相談・人権相談、犯罪被害者等支援総合相談、消費生活相談事業 女性の悩みの相談、男性の悩みの相談、校区ボランティアビューロー設置事業 相談機関一覧（悩み相談）の配布 <u>2,9</u> 、相談機関ネットワークの充実 ひきこもり専門相談・専門外来事業、ひきこもり地域支援センター事業、女性相談事業 母子相談事業、家庭児童相談室における相談事業 堺市配偶者暴力相談支援センター（女性相談事業【再掲】） 子ども相談所（児童相談所）、女性センター相談 ○中小企業金融対策 ○経営相談事業 ○労働相談事業、さかいJOBステーション事業、地域就労支援事業 ○堺市ユースサポートセンター事業 ○就労的生きがいづくり活動実施支援事業、高齢者社会参加促進事業、高齢者保健福祉月間 特定高齢者訪問指導事業、高齢者総合相談支援業務 ○スクールサポートチーム派遣事業、生徒指導アシスタント スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業 <u>9</u> 教育相談事業（こころホーン）
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	○いのちの相談支援事業 <u>6</u> 、いのちの相談支援事業との連携 <u>6</u>
8. 遺された人への支援を充実する	○遺族のための自助グループ等との連携や支援、自死遺族相談支援事業 ○遺族のための情報提供の推進
9. 関係機関や民間団体との連携を強化する	○大阪府自殺対策審議会への参画や大阪府・大阪市等との広域的な連携 いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会への参画や全国自治体との連携